

(様式1)

受付番号	
------	--

竹富町波照間の塩可能性調査業務

応募申請書

竹富町波照間の塩可能性調査業務にかかる企画提案に応募したいので、企画提案書及び関係書類を添えて申し込みます。

令和8年 月 日

竹富町長 殿

(申請者)

住 所

名 称

代表者名

印

(連絡担当者)

所属・職名

氏 名

T E L

F A X

E-mail

《提出書類》

- ①企画提案書（様式2）7部
- ②会社概要（様式3）7部
- ③業務実績書（様式4）7部
- ④積算書（様式5）7部
- ⑤執行体制（様式6）7部
- ⑥事業計画（様式7）7部
- ⑦共同企業体協定書（様式9）※共同企業体で応募する場合のみ 1部
- ⑧その他の書類（様式任意）※共同企業体で応募する場合は、代表事業者のもの 1部
定款、規約その他これらに類する書類
登記簿謄本の写し

(様式2)

受付番号	
------	--

企 画 提 案 書

1 提案者名 (会社名)	
2 提案内容	<u>別添「提案書」のとおり</u>
3 その他特記事項	<div style="border: 1px dotted black; padding: 5px;"><p>※ 当該業務を実施するに当たって、比較優位性（技量・能力等）など、特に提示したい事項等があれば記載してください。</p></div>

※別添「提案書」の作成に当たっては、公募仕様書等を参照すること。

※別添「提案書」は、A4版縦置き・横書きを基本とし、必要に応じA3版横置き・横書きを可とする。

※別添「提案書」の提出に当たっては、当該様式を表紙として提出するものとする。

(様式3)

会 社 概 要

会 社 名			
代 表 者 名			
所 在 地 (本店・支店)	(本店)	TEL	
	(支店)	FAX	
設 立 年 月 日		資本金	
社 員 数		うち研究員 (技術者)	
主 要 業 務			
		
		
		
		
		
		
		
		
		

- ※共同企業体の場合は、会社ごとに提出すること。
- ※会社のパンフレット等があれば添付すること（1部）。
- ※県外に本店が所在する場合に限り、県内の支店の所在地を記入すること。
- ※本様式の提出を基本とするが、必要に応じて様式の変更を可とする。ただし、A4版を使用すること。

(様式4)

業 務 実 績 書

業務名	実施年度	委託金額 (千円)	委託元	業務内容

※国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）、地方公共団体又は公共的団体等と類似の業務を内容とする契約を締結した実績を記載すること。

※本様式の提出を基本とするが、必要に応じて様式の変更を可とする。ただし、A4版を使用すること。

(様式5)

積算書

経費区分	対象経費 (千円)	積算内訳	備考
1 直接人件費			
2 直接経費			
3 一般管理費			
4 消費税			
5 合計			

※総額6,061,000円(税込)の範囲内で積算すること。

※内訳を明記し、それぞれの費用区分を明確にすること。また、各種費目の単価、内訳及び金額の根拠を記載すること。ただし、この金額は、企画提案のために設定したものであり、契約金額ではない。

※本様式の提出を基本とするが、必要に応じて様式の変更を可とする。ただし、A4版を使用すること。

(様式6)

執 行 体 制

委託業務に係る執行体制

- ※総括責任者、主任研究員及び研究員の業務内容など、執行体制を具体的に記載すること。
- ※本様式の提出を基本とするが、必要に応じて様式の変更を可とする。ただし、A4版を使用すること。

(様式7)

事業計画

委託業務に係る事業計画

※委託予定期間における業務スケジュールを具体的に記載すること。

※本様式の提出を基本とするが、必要に応じて様式の変更を可とする。ただし、A4版を使用すること。

(様式8)

質 問 書

令和8年 月 日

住 所：

名 称：

担当者名：

T E L：

F A X：

E-mail：

No.	募集要領及び 仕様書の項目	質問の内容

※当該様式に質問内容等を記載しメールにて提出すること。

※質問の受付期間は、令和8年7月3日（金）から令和8年7月10日（金）15時までとする。

(様式9)

共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の業務を共同して営むことを目的とする。

(1) 竹富町発注の「竹富町波照間の塩可能性調査業務」(以下「委託業務」という。)の受託

(2) 前号に附帯する業務

2 前項の業務のうち、各構成員が実施する業務については、別途協議の上、定めるものとする。

(名称)

第2条 当共同企業体は、〇〇・〇〇・〇〇共同企業体(以下「当企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を(住所・企業名)内に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、その存続期間は 年 月 日までとする。

2 委託業務を請け負うことができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該委託業務に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

3 第1項の存続期間は、構成員全員の同意を得て、これを延長することができる。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

所在地 _____
名 称 _____

所在地 _____
名 称 _____

所在地 _____
名 称 _____

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、() を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は委託業務の履行に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び関係官庁等と折衝する権限並びに請負代金の見積、請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(分担業務委託料)

第8条 各構成員の業務の分担及び分担業務の委託料については、次条に定める運営会議で別に定めるものとする。

(運営会議)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営会議を設け、当企業体の運営に関する重要な事項について協議の上決定し、委託業務の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、委託業務の請負契約の履行及び委託業務の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、() 銀行 () 支店とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第12条 この協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することができない。

(委託業務途中における構成員の脱退)

第13条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が委託業務を完了する日までは脱退することができない。

(委託業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第14条 構成員のうちいずれかが委託業務中において破産または解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して委託業務を完了する。

(解散後の瑕疵担保責任)

第15条 当企業体が解散した後においても、当該委託業務につき瑕疵があったときは、各構

成員は共同連帯してその責を負うものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 16 条 この協定書に定めのない事項については、構成員が協議して定めるものとする。

_____ 外____社は、上記のとおり〇〇・〇〇・〇〇共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書を _____ 通作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するとともに、竹富町へ 1 通を提出するものとする。

令和 8 年 月 日

代表者 会社名 _____

代表者名 _____ 印

会社名 _____

代表者名 _____ 印

会社名 _____

代表者名 _____ 印